

# 県連共済の給付内容

※平成 26 年 4 月 1 日以降に発生する共済事由より以下の給付内容に変わります。

科目	共済事由	給付金額	在籍期間	備考
傷病 見舞金	労災事故、交通事故、私傷病など、すべての傷病が対象 (待期間間は 20 日・休業 21 日目から)	入院・1 日 3,000 円 60 日迄 通院・1 日 1,500 円 40 日迄 最低補償額 10,000 円	2 年以上	医療機関の証明書など。入・通院併給の給付日数限度は 60 日
		最低補償額 10,000 円	2 年未満	
死亡 弔慰金	組合員の死亡	50,000 円	3 年以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡診断書、</li> <li>・埋(火)葬許可証、</li> <li>又は抹消された住民票</li> <li>(本人以外の場合は組合員との続柄が確認できる書類)</li> </ul>
	配偶者の死亡	30,000 円	3 年未満	
	親の死亡 (実父母・養父母・継父母・組合員と同居している義父母)	20,000 円	登録月の翌月 1 日から	
	子供の死亡 (組合員と同居している子供)	10,000 円		
住宅災 害見舞 金	火災、落雷、破裂、爆発、航空機の墜落、車両の飛び込みなど	全焼(壊) 70%以上 1,000,000 円	登録月の翌月 1 日から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署などの証明書</li> <li>・住宅の被害状況がわかるもの</li> <li>(住宅災害の写真、住宅修理の見積書や領収書のコピー、新聞に掲載された記事など)</li> </ul>
		半焼(壊) 50%以上 900,000 円		
		30%以上 700,000 円		
		20%以上 500,000 円		
		10%以上 300,000 円		
	一部焼(壊) 5%以上 200,000 円 5%未満 50,000 円			
自然災害 (災害救助法発令の災害にも給付)	全壊	300,000 円	公的機関の罹災証明書又は被害証明書	
	半壊	150,000 円		
	一部壊	30,000 円以内		
	床上浸水	150,000 円以内		
結婚祝金	組合員の結婚	30,000 円	登録月の翌月 1 日から	婚姻届受理証明書、または戸籍謄(抄)本
出産祝金	組合員又はその配偶者の出産	10,000 円	登録月の翌月 1 日から	住民票か医師の証明
脱退 餞別金	円満脱退、60 歳以上	20,000 円	10 年以上	所属組合の証明
		40,000 円	20 年以上	
		80,000 円	30 年以上	
	円満脱退、60 歳未満	20,000 円	20 年以上	
40,000 円		30 年以上		

- 【注】 1. 共済名簿に登録された月の翌月 1 日以後に発生した共済事由により発行します。
2. 給付金は組合員指定口座へ直接振込みとなります。なお、給付金の請求権は 2 年の時効で消滅します。
3. 住宅災害見舞金の給付区分は公的機関の罹災証明と異なる場合があります。
- 他に、兵庫県建設労働組合連合会が全労済と提携し、全労済の共済商品をパック化した任意の「けんせつ共済」もあります。